

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、
その翌日は、)

目 次

◇ 告 示 保険医等の登録

家畜伝染病の発生

土地改良区の設立の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業の認可(八件)

鳥獣保護区の設定に係る公聴会の開催

◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集

◇ 正 誤 昭和五十八年六月十七日付鳥取県公報号外第六十一号中
訂正

告 示

鳥取県告示第六百三十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
長谷めぐみ	鳥薬第五二二号	昭和五十八年六月十四日
中岡明久	鳥医第二、九三一号	昭和五十八年六月二十七日
森田ますみ	鳥歯第四四九号	昭和五十八年六月二十八日
道田章仁	鳥歯第四五〇号	"
岡本和己	鳥歯第四五一号	"
稲村彦衛門	鳥歯第四五二号	"
古本豊和	鳥医第二、九三二号	"
井上康裕	鳥医第二、九三三号	"
池田芳明	鳥医第二、九三四号	"

廣岡保明	鳥医第二、九三五号	〃
村田裕彦	鳥医第二、九三六号	〃
角 賢一	鳥医第二、九三七号	〃
高野由美	鳥医第四五三号	昭和五十八年七月一日

鳥取県告示第六百三十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

豚丹毒	家畜伝染病の種類	豚	家畜の種類	一	頭数	昭和五十八年七月十八日	発生年月日	米子市夜見町二〇一八	発生場所	日野郡日南町神戸上二九二八一	飼養場所
-----	----------	---	-------	---	----	-------------	-------	------------	------	----------------	------

鳥取県告示第六百三十七号

八頭郡用瀬町大字古用瀬三三六池本茂晴ほか十六人の者から設立認可申

請のあつた社土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月二十五日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百三十八号

昭和五十八年四月六日付けで東伯郡東伯町大字徳万五五八一―一南田井土地改良事業共同施行代表者松田真作から申請のあつた八橋地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 換地計画書の写し
 - 三 縦覧に供する期間
- 昭和五十八年七月二十七日から二十日間
- 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十九号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良（船上山地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により、告示する。

昭和五十八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良（船上山地区客土）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十一号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良（船上山地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十二号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良（船上山地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十三号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良（船上山地区畑地かんがい）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月二

十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十四号

智頭町から申請のあつた町営土地改良（山形地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十五号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良（尾張地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十六号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（添谷地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八号）第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 日時 昭和五十八年八月十七日十三時三十分から

二 場所 八頭郡佐治村大字加瀬木二五一九十三 豪雪山村開発総合セン

ター第二会議室

三 案件

鳥獣保護区を次のとおり設定することについて

名 称	高鉢山鳥獣保護区
位 置	八頭郡佐治村大字河本及び大字尾蔭地内

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十八年七月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和五十八年七月二十九日(金) 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 昭和五十八年度学校給食優良学校候補校について
 - 2 その他

正 誤

昭和五十八年六月十七日付鳥取県公報号外第六十一号中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤 正

一 第五百五十八号 第五百五十七号の二